

第5章 災害復旧計画

- 第1節 迅速な災害復旧（P5-2）
- 第2節 計画的な災害復興（P5-7）
- 第3節 生活再建等の支援（P5-9）

第1節 迅速な災害復旧

■計画の主旨

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 災害復旧事業計画の作成		市	本部班、各班
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	1 法律に基づく財政援助措置	国	国
	2 激甚災害に係る財政援助措置	市・県	本部班、市政広報班、各班、県
	3 激甚災害指定の手続き	市	本部長（市長）、本部班、各班
第3項 災害復旧事業の実施		市	各班

■計画の内容

第1項 災害復旧事業計画の作成

災害の発生後、市は、被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して、迅速な現状復旧を目指すか、あるいはさらに災害に強いまちづくり、鶴ヶ島市の将来像等の中長期的目標に向けた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧の基本方向を定める。

なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、住民と協議するとともに、関係機関との調整を図りながら計画的に進める。また、復旧・復興事業推進のために、財源の確保等の問題も含め、必要に応じて県や国の協力を求める。

担当・実施主体	対策内容
本部班 各班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。 (1) 災害の再発防止 ・復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。 (2) 災害復旧事業期間の短縮 ・復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。 <p>災害復旧事業の種類を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 公共土木施設災害復旧事業計画 イ 農林水産業施設災害復旧事業計画 ウ 都市災害復旧事業計画 エ 上下水道災害復旧事業計画 オ 住宅災害復旧事業計画 カ 社会福祉施設災害復旧事業計画 キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 ク 学校教育施設災害復旧事業計画 ケ 社会教育施設災害復旧事業計画 コ 復旧上必要な金融その他資金計画 サ その他の計画

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

1 法律に基づく財政援助措置

担当・実施主体	対策内容
国	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、以下のとおりである。 (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法 (3) 公営住宅法 (4) 土地区画整理法 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (7) 予防接種法 (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。 (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律 (10) 水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

担当・実施主体	対策内容
本部班 市政広報班 各班 県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は県と災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定の手続き等については「3 激甚災害指定の手続き」に示す。なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は以下のとおりである。 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 <ul style="list-style-type: none"> ア 公共土木施設災害復旧事業 イ 公共土木施設復旧事業関連事業 ウ 公立学校施設災害復旧事業 エ 公営住宅災害復旧事業 オ 生活保護施設災害復旧事業

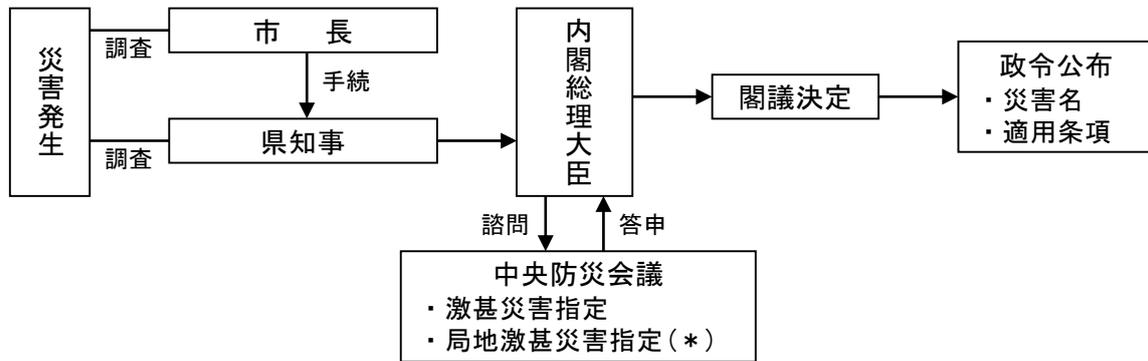
	<p>カ 児童福祉施設災害復旧事業</p> <p>キ 老人福祉施設災害復旧事業</p> <p>ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業</p> <p>ケ 障害者支援施設等災害復旧事業</p> <p>コ 婦人保護施設災害復旧事業</p> <p>サ 感染症指定医療機関災害復旧事業</p> <p>シ 感染症予防事業</p> <p>ス 堆積土砂排除事業</p> <p>セ たん水排除事業</p> <p>(2) 農林水産業に関する特別の助成</p> <p>ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p> <p>イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</p> <p>ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助</p> <p>エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例</p> <p>オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</p> <p>カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助</p> <p>キ 森林災害復旧事業に対する補助</p> <p>(3) 中小企業に関する特別の助成</p> <p>ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例</p> <p>ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p> <p>(4) その他の財政援助及び助成</p> <p>ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>ウ 日本私学振興財団の業務の特例</p> <p>エ 市が施行する感染症予防事業に関する特例</p> <p>オ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例</p> <p>カ 水防資材費の補助の特例</p> <p>キ リ災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p> <p>ク 産業労働者住宅建設資金融通の特例</p> <p>ケ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p> <p>コ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p> <p>サ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助</p>
--	--

3 激甚災害指定の手続き

激甚災害の指定は、中央防災会議の意見徴収を経て、国が政令により行う。市は、県を通じて、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

担当・実施主体	対策内容
本部長（市長） 本部班 各班	（１）調査の実施 ・本市が大規模な災害に見舞われた場合、迅速かつ正確に公共施設や市内産業における災害状況を調査し、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。 （２）国への手続き ・激甚災害の指定を受けようとするときには、市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、県を経由して手続きを行う。 （３）調査等の作成 ・激甚災害の指定を受けた後に、適用対象事業を所管する部署は、特別財政援助額の交付に関わる調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

図5-1 激甚災害指定の手続き



*局地激甚災害の指定は、1月から12月までに発生した災害を一括して年末から年始にかけて県を経由して市が手続きを行う。なお、明らかに局地激甚災害指定基準に該当すると見込まれる災害は、災害発生日から1～2ヶ月程度の期間で指定が行われる。

第3項 災害復旧事業の実施

担当・実施主体	対策内容
各班	・災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置をとる。また、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。 ・復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るように努める。

第2節 計画的な災害復興

■計画の主旨

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する団体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる住民が住みやすい共生社会を実現する。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項 市災害復興対策本部の設置		市	市長、危機管理課
第2項 災害復興計画の策定	1 災害復興方針の策定	市	市災害復興対策本部、 政策推進課、都市計画 課、企業立地課
	2 災害復興計画の策定	市	市災害復興対策本部、 全課
第3項 災害復興事業の実施	1 市街地復興事業のための行政 上の手続きの実施	市	都市計画課、企業立地 課、区画整理課、県
	2 災害復興事業の実施	市	全課

■計画の内容

第1項 市災害復興対策本部の設置

担当・実施主体	対策内容
市長 危機管理課	・被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする市災害復興対策本部を設置する。

第2項 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

担当・実施主体	対策内容
市災害復興対策本部 政策推進課 都市計画課 企業立地課	・学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される市災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。 ・災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

担当・実施主体	対策内容
市災害復興対策本部 全課	・災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。 ・本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3項 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

担当・実施主体	対策内容
都市計画課 企業立地課 区画整理課 県	(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定 ・被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。 (2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き ・被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。 ・被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

担当・実施主体	対策内容
全課	・災害復興に関する専管部署を設置し、専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。 ・地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 生活再建等の支援

■計画の主旨

災害時には、多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係防災機関と協力し民生安定のための緊急措置を講ずる。

■計画の体系

項目	内容	実施主体	担当
第1項	義援金及び見舞金品の受入配分計画	市	生活救護班、出納班
第2項 被災者の生活 の確保	1 災証明の発行	市	本部班、税務班
	2 租税等の徴収猶予及び減免	市	税務班
	3 郵政関係の援護対策	日本郵便株式会社	日本郵便株式会社 坂戸郵便局
	4 被災者相談の実施	市	市民相談班
第3項 被災者への融 資等	1 被災者個人への融資等	市・県社会福祉協議会・独立行政法人住宅金融支援機構	生活救護班、県社会福祉協議会(市社会福祉協議会)、独立行政法人住宅金融支援機構
	2 被災中小企業への融資	県	県
	3 被災農業関係者への融資等	県	県
第4項	被災者生活再建支援制度	市・被災者生活再建支援法人・県・国(内閣府)	本部班、被災者生活再建支援法人、県、国(内閣府)
第5項 埼玉県・市町 村被災者安心 支援制度	1 埼玉県・市町村生活再建支援金	市・県	本部班、県
	2 埼玉県・市町村半壊特別給付金	市・県	本部班、県
	3 埼玉県・市町村家賃給付金	市・県	本部班、県
	4 埼玉県・市町村人的相互応援	市・県・他市町村	本部班、県、他市町村

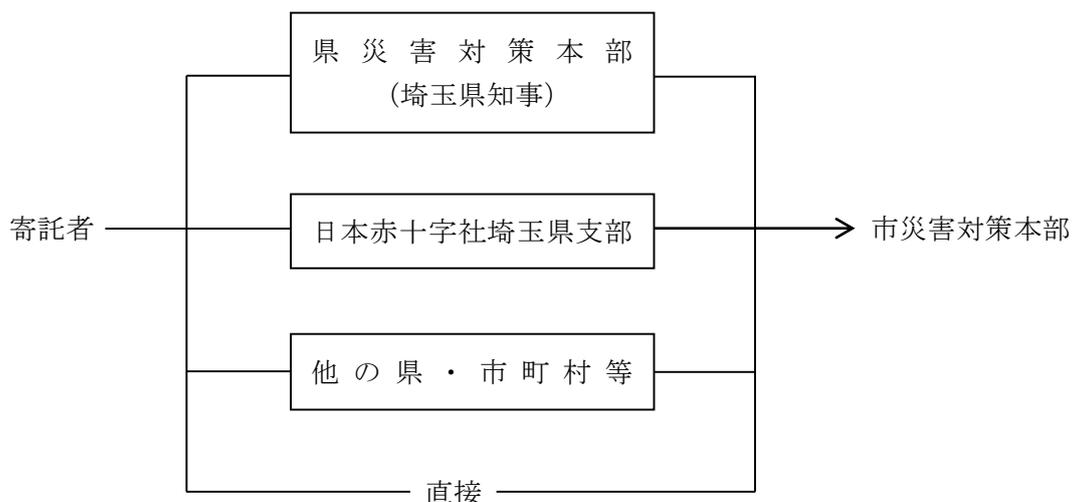
■計画の内容

第1項 義援金及び見舞金品の受入配分計画

住民及び他市町村等から寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等について、市、県及び日赤は協力し、総合的な計画を樹立するとともに、計画に基づき活動を実施する。

担当・実施主体	対策内容
生活救護班 出納班	<p>(1) 義援金品の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般から拠出された義援金品は、図5-2の経路により市に寄託される。 ・市に寄託された義援金品は、市災害対策本部生活救護班で受け付ける。また、指定避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受付後、市災害対策本部生活救護班に引き継ぐこととする。 <p>(2) 義援金の保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の保管は、市災害対策本部出納班が出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、安全かつ確実に保管する。 <p>(3) 義援金品の配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策上、現に不足している物資で、義援金品のうち直ちに利用できる物資は、災害対策本部長に協議の上、市災害対策本部生活救護班において有効に活用する。 ・県又は日本赤十字社から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。また、市に直接寄託された義援金品については、被害状況が確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、市災害対策本部独自で、もしくは県災害対策本部との協議の上、その一部又は全部を公正に配分する。配分計画の立案は、市災害対策本部生活救護班において行う。 ・市は、被災者への義援金の支給状況について、県に報告する。

図5-2 義援金品の経路



第2項 被災者の生活の確保

1 被災証明の発行

担当・実施主体	対策内容
本部班 税務班	・被災住民に対する支援措置を迅速に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、速やかに被災証明を交付するとともに、生活確保に関わる各種手続きの迅速化・簡素化に努める。

2 租税等の徴収猶予及び減免

担当・実施主体	対策内容
税務班	・被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は市税条例により、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じる。

3 郵政関係の援護対策

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

担当・実施主体	対策内容
日本郵便株式会社 坂戸郵便局	<p>(1) 郵便関係</p> <p>① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 <p>② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。 <p>③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。 <p>④ 利用の制限及び業務の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。 <p>(2) 貯金関係</p> <p>① 非常時の取り扱いについては、ゆうちょ銀行ホームページのサステナビリティサイトに掲載されている「災害・事故・新型コロナウイルスなどへの対応」を参照。</p> <p>ゆうちょ銀行HP>サステナビリティサイト>ホーム>社会>お客様・マーケット>災害・事故・新型コロナウイルスなどへの対応</p> <p>(https://www.jp-bank.japanpost.jp/sustainability/social/customer/accident/)</p>

	<p>(3) 保険関係</p> <p>① 保険業務の非常取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金及び普通貸付金の非常即時払、保険料の払込猶予期間の延伸などの非常取扱いを行う。
--	--

4 被災者相談の実施

担当・実施主体	対策内容
市民相談班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の多様な相談に対応する総合窓口を開設する。 相談内容に対応するために実施主体課・担当との調整を図る。

第3項 被災者への融資等

1 被災者個人への融資等

担当・実施主体	対策内容
生活救護班	<p>(1) 災害弔慰金等</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害弔慰金の支給等に関する法律及び鶴ヶ島市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、自然災害により被害を受けた者又はその遺族並びに被害を受けた世帯の世帯主に対して交付又は貸付ける見舞金等は次のとおりである。 ① 災害弔慰金の支給 ② 災害障害見舞金の支給 ③ 災害援護資金の貸付
県社会福祉協議会 (市社会福祉協議会)	<p>(2) 生活福祉資金</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害により被害を受けた低所得者に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、福祉資金（福祉費）の貸付を行う。 ① 住宅の補修等に必要経費 ② 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
独立行政法人 住宅金融支援機構	<p>(3) 災害復興住宅融資</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。 ① 建設資金融資 ② 補修資金融資

2 被災中小企業への融資

担当・実施主体	対策内容
県	<ul style="list-style-type: none"> 県（産業労働部）は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう、次の措置を実施する。 ① 県制度融資の貸付【経営安定資金（災害復旧関連）】 ・県内の被災中小企業であって、所定の要件に該当する者（組合含む）に対して、設備資金及び運転資金として融資を行う。 ② 埼玉県信用保証協会への要請 ・埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

	<p>③ 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。 <p>④ 資金需要の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。 <p>⑤ 中小企業者に対する周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。
--	---

3 被災農業関係者への融資等

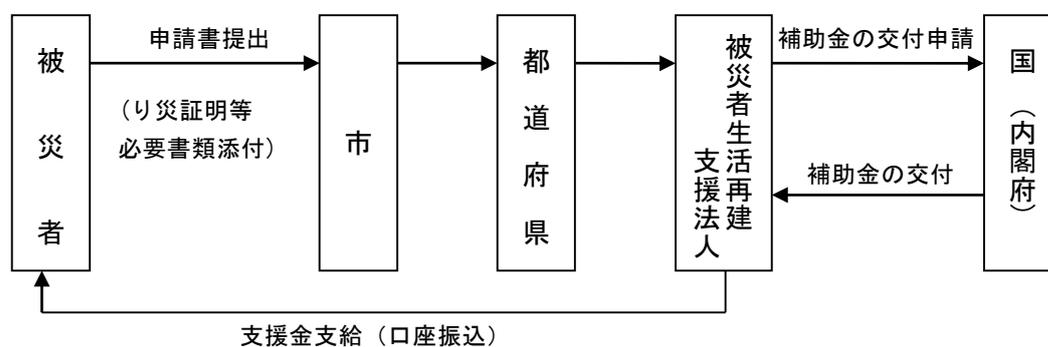
担当・実施主体	対策内容
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県（農林部）は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、法令に基づく融資を行うとともに、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。そのほか、農業保健法に基づく農業共済団体と連携し、農業保健業務の適正かつ迅速化に努める。 <p>① 天災融資法に基づく資金融資</p> <p>② 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資</p> <p>③ 株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）</p> <p>④ 農業災害の補償等</p>

第4項 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

担当・実施主体	対策内容
本部班	① 住宅の被害認定 ② 被災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	国（内閣府） 被災者生活再建支援法人への補助金交付等

図5-3 支援金支給手続き



※県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

第5項 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

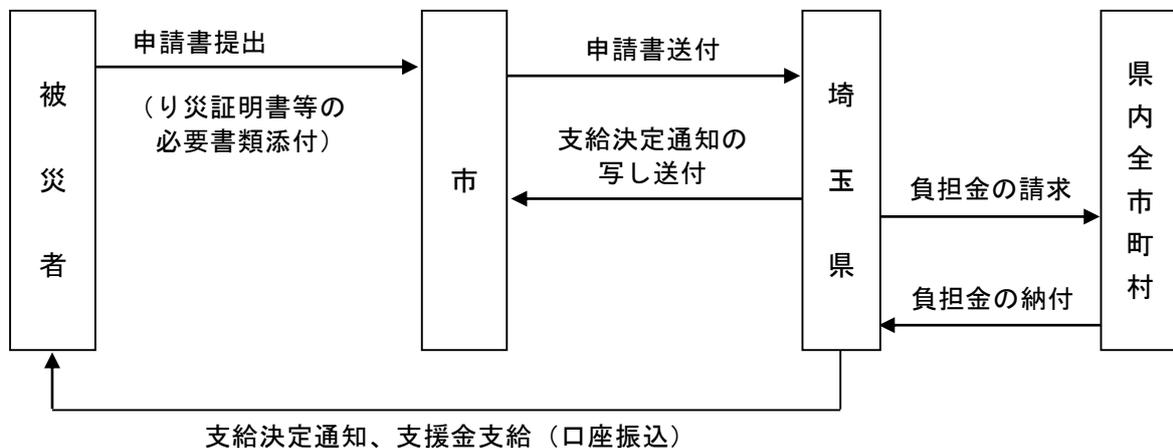
法に基づく被災者生活再建支援制度（前記第4項）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う。（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については、令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）

1 埼玉県・市町村生活再建支援金

担当・実施主体	対策内容
本部班	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

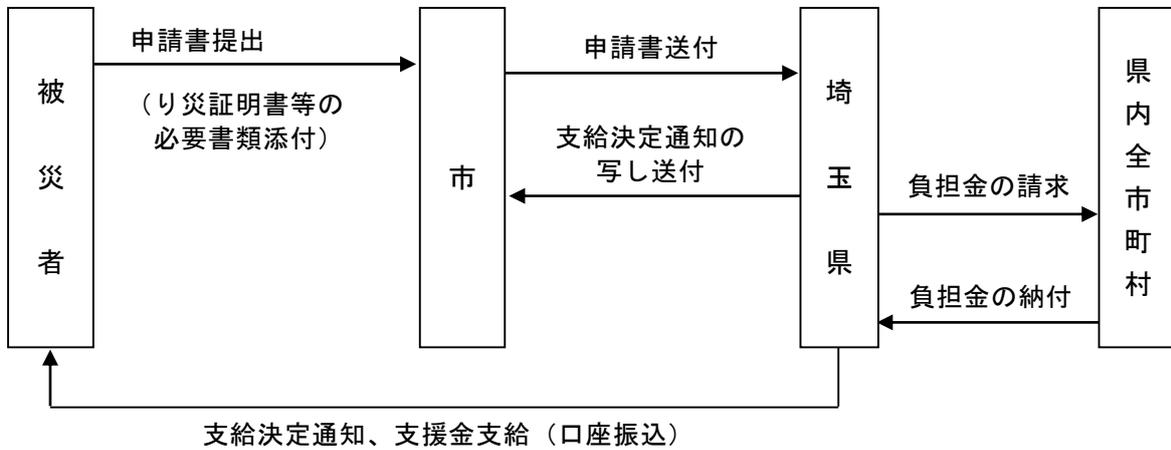
図5-4 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



2 埼玉県・市町村半壊特別給付金

担当・実施主体	対策内容
本部班	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

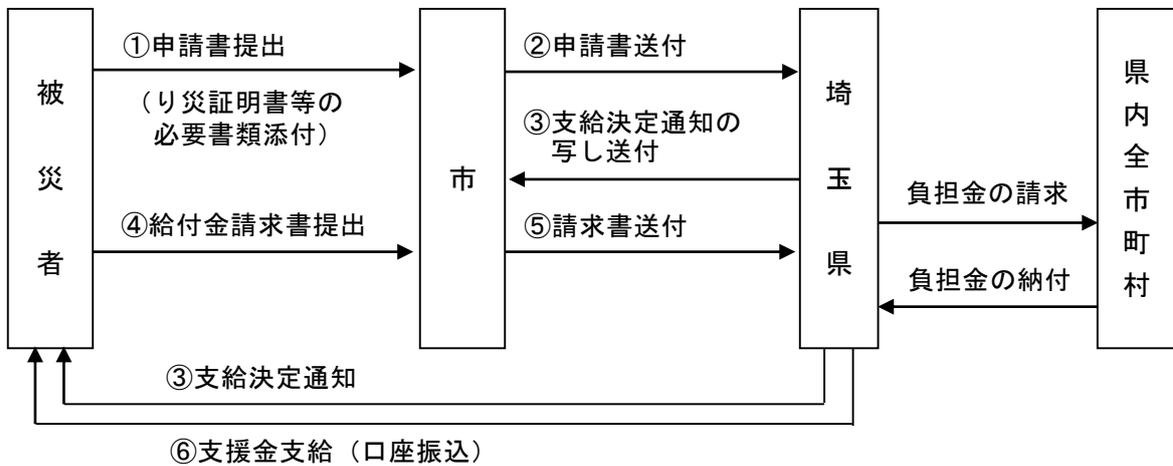
図5-5 埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続



3 埼玉県・市町村家賃給付金

担当・実施主体	対策内容
本部班	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

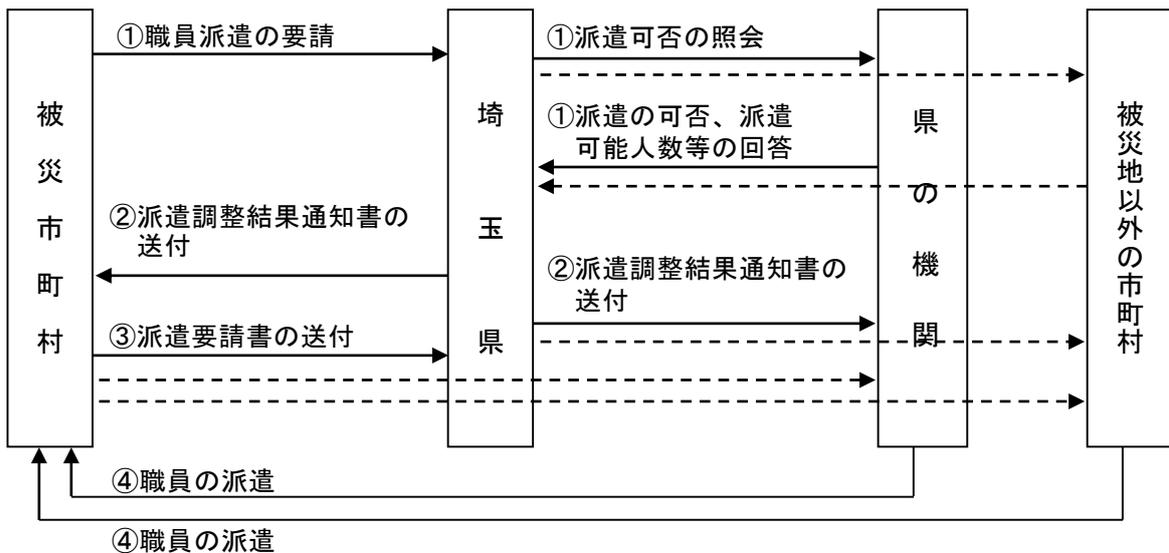
図5-6 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



4 埼玉県・市町村人的相互応援

担当・実施主体	対策内容
本部班 被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受入れ
本部班 被災地以外の市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

図5-7 埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



※資料

- 様式16 り災証明等申請書（P資-50）
- 様式17 り災証明書（P資-52）
- 様式18 被災証明書（P資-53）
- 様式19 建物被害認定再調査申請書（P資-54）
- 様式20 義援品受領書・義援金領収書（P資-56）
- 被災者個人への融資（P資-110）
- 被災中小企業への融資（P資-114）
- 被災農林漁業関係者への融資（P資-115）
- 被災者生活再建支援制度（P資-118）
- 埼玉県・市町村被災者安心支援制度（P資-120）
- 鶴ヶ島市災害弔慰金の支給等に関する条例（P資-124）
- 鶴ヶ島市農業災害対策措置要綱（P資-128）